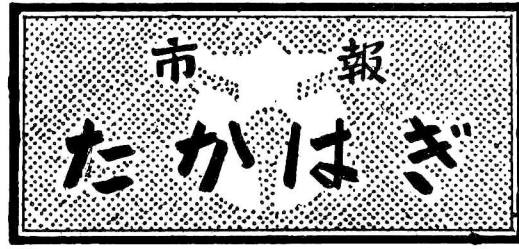


ふりむくな
選挙のときの
義理と金



才107号

41年11月25日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所

市長
選挙
十二月二日は投票日

自由な意志で

責任ある一票を

十月三十一日の選挙管理委員会、十二月二十四日
で任期満了となる市長選挙の期日を十二月二日決定
投票時間は午前七時から午後六時まで(ただし若菜、
横川、下君田、上君田、大能、中戸川、福平の各投票
所は午後四時まで)行うことになりました。

●...明るく正しい選挙で立派な市長を選び、あすの
豊かな生活を築いていきたいものです。

〇二日にルスの人
は不在者投票を

投票は原則として投票当
日投票所へいってしなければ
なりません。が例外として
次の事がらに該当する人は
選挙告示日十一月二十二日
から投票日の前日までの間
に不在者投票ができます。

(一) 選挙人が高萩市の区域
外において職務または、
業務に従事であるべき
こと。

(二) 選挙人がやむを得ない
用務または、事故のため
市の区域外に旅行中また
は滞在中であること。

(三) 選挙人が疾病、負傷、
妊娠、不具若しくは産前
産後にあるため歩くこと
が、いちじるしく困難で

あるとき。

右の場合の者で、すでに
入院中である者は、その
入院している病院が、不
在者投票のできる病院に
指定されているときは、
その病院長に申し出れば
その病院で投票ができま
す。

ただし指定を受けていな
い病院に入院中の人は、
歩行不可能な人も市の
選挙管理委員会へ出頭し
なければ不在者投票はで
きません。

また、投票日前までに入
院を予定されている人、
出産予定日が投票日頃に
なる人は病院長又は助産
婦等の証明書を持参し、
本人が市の選挙管理委員
会へ出頭して下さい。

選挙人名簿登録人員調 (11月1日現在)

投票区名	投票所の場所	男	女	計
高萩第1投票区	市役所	869	1,009	1,878
高萩第2投票区	高萩地方教育事務所	653	759	1,412
高萩第3投票区	高萩中	1,398	1,371	2,769
高萩第4投票区	東小	719	770	1,489
安良川投票区	元高萩農協	1,118	1,180	2,298
島名投票区	島名公民館	700	726	1,426
秋山投票区	秋山小	832	858	1,690
北方投票区	山手公民館	817	858	1,675
福平投票区	椎名広雄宅	18	22	40
上手綱第1投票区	千代田診療所	225	259	484
上手綱第2投票区	北組公民館	226	248	474
上手綱第3投票区	関口公民館	164	189	353
下手綱投票区	下手綱公民館	411	473	884
高戸投票区	高戸公民館	300	333	633
赤浜投票区	願成寺	134	151	285
若栗投票区	若栗公民館	58	59	117
横川投票区	横川小	164	169	333
下君田投票区	下君田小	118	135	253
上君田投票区	上君田小	184	183	367
大能投票区	大能公民館	79	79	158
中戸川投票区	中戸川公民館	121	114	235
計		9,308	9,945	19,253

上の(一)、(二)、(三)の理由で不
在者投票をする人はその事
由によつて社長、その代理
者、病院長、市町村長、官
公署の長の証明書が必要で
すが、その用紙は選挙管理
委員会にあります。
その他詳細な点について
は選挙管理委員会におたず
ね下さい。
※市内の指定病院
○高萩協同病院
○医療法人高萩寛仁会高
萩病院

立会演説会の日

期日	開始時刻	会場名
十一月二十八日	午後一時	上君田小学校
十一月二十八日	午後七時	高萩市公会堂
十一月二十九日	午後一時	松岡小学校
十一月二十九日	午後七時	秋山小学校

選挙当日の市役所の事務は一部を除いて休ませてい
ただきます。
市長選挙の投票日である「十二月二日(金曜日)」
の市役所の事務は、職員ほとんどが投票所の事務に
従事するため納税事務、市民課、保健衛生課及び福祉
事務所の窓口事務以外は休ませていただくことになり
ますから予めご了承願います。
この度の十二月二日に
行われる高萩市長選挙にお
ける立会演説会の開催計画
がきまりましたのでお知らせ
します。
ただしこの立会演説会
は二名以上の候補者の申込み
があつた場合にのみ行われ
ますので申込みのない場合
は行われません。
立会演説会が行われる予
定の日時及び会場は次の
とおりです。

社会の谷間に愛の手を

歳末たすけあい

歳末助けあい運動には、毎年市民のみなさんの温かいご協力ご支援をいただき厚く感謝申し上げます、今年も例年どおりこの運動を実施することになりました。

◎運動のねらい

この運動は、歳末にあたり地域の人々の血の通った温かい心を結集して日頃恵まれない人々を慰め、励まし合い、明るい年越しができるよう地域ぐるみで思いやりの精神により物心両面より援護し、明るい楽しい社会をつくることにあります。

◎方法は……この運動の期間は十二月一日より十五日

まで行います。ことしの市の期待額三十万円はで、寄付していただくのは現金に限りません。
現金一世帯百円程度

◎寄付金の取扱い

(イ) 各組内毎に「歳末助けあい寄付芳名簿」をお送りしますので、連絡員のかたは寄付金額、氏名連絡員名等を記入して下さい。

(ロ) 寄付金の配分の都合もありますので十二月十六日までに市福祉事務所社会係へお届け下さい。

◎配分の対象は

被保護世帯、要保護世帯各施設入園者

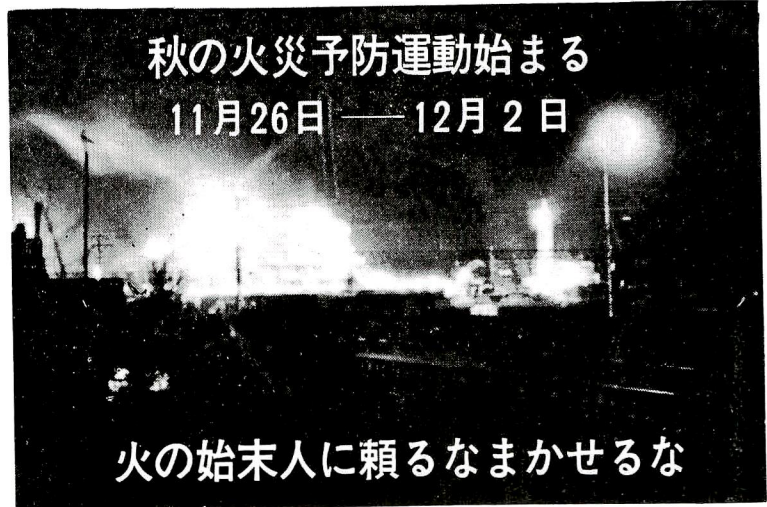


助けあい

ぼくも……
わたしも……

秋の火災予防運動始まる

11月26日 — 12月2日



火の始末人に頼るなまかせるな

本年も十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が行われます。
これから寒さにむかいますと火の使用がふえると同時に、空気が乾燥するのでちよつとの油断から思わぬ大事をひきおこすことが多くなります。
そこで全国の火災統計から主なる火災の原因を調べると、一番多いのは

タバコ、マッチ、たき火、煙突の火の粉などの「火種」によるもので全体の三十八パーセントをしめており、つぎは、石油ストーブ、石油コンロ、ガスストーブなどの「油類を燃料とする道具類」の使用上の不注意によるもので全体の二十パーセント、三番目は、電気コンロ、電気アイロンなどの「電気による発熱体の使用上の不注意によるもので

全体の十三パーセントとなつておりますので、この冬は、とくにつぎのご用心をお願いいたします。

出るとき ねるとき
火の始末 火の始末
ただちに 一 一 九

火事

- タバコ——— 不用意な投げ捨て
- マッチ——— 子供の火遊び
- たき火——— あと始末をよくしない
- 火の粉——— 煙突掃除をよくしない
- 石油ストーブ——— こぼれた油をよくふきとら
- 石油コンロ——— (着火)
- 使用中に給油をする(引火)
- おき場所が悪い(転倒、接烙)
- 電気こたつ——— お出かけの時コンセントを切りアイロンを切らない。

十二月七日人權相談所を開きます

十二月七日午前十時より午後三時まで市役所において人權相談所が開かれます
法務局、弁護士、人權擁護委員の方が人權侵害に値する一切の相談のりましますも無料です。
例えば金銭貸借、借地、借家、境界、農地問題、相続、扶養問題、結婚等あらゆる法律問題などで日常お困りの方はこの機会をぜひご利用下さい。



義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされないで、自分の自由な意志で選びましょう

市営住宅入居者を募集

申込期間 十二月一日から十日まで

市内高浜町三丁目一六二番地に建設中の市営住宅二十戸の入居者を十二月一日より十日まで募集しております。

◎申込み資格は

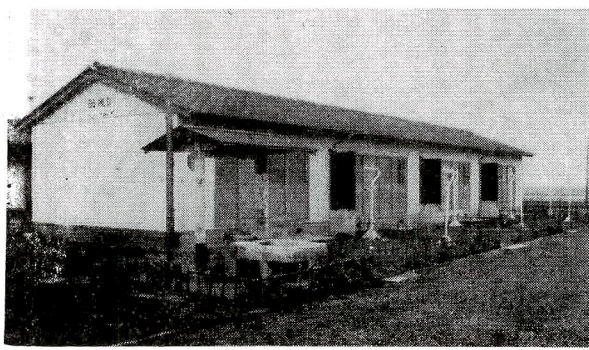
①市内に住所又は勤務場所を有し、現在住宅に困っている者。

②現に同居し、同居しようとする親族(婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予定者)があること。

③入居の申込をした日の前月から過去一か年間の所得の平均月収から控除対象配偶者、又は扶養親族一人につき二千元を控除した額が二万円以下で独立の生計を営む者。

④市町村税を滞納していない者。

◎申込書には次の書類を添付して本人又は家族の方が建設課へ申し込み下さい



①源泉徴収票又は給与証明書
②市民税完納証明書
③収入について恩給年金のある者はその写を
④入居の時期は十二月下旬

- ①源泉徴収票又は給与証明書 (40年12月、41年11月)
- ②利子所得、配当所得、事業所得等給与所得以外の収入のある者は、その所得額を証明する書類
- ③市民税完納証明書
- ④収入について恩給年金のある者はその写を

1/1日現在で農業委員の選挙人名簿を調整

従来は、毎年十二月一日現在で農業委員の選挙権のある者、(十アール以上の農地を耕作している者、及び年間おおむね六十日以上耕作に従事する同居の親族又は配偶者で昭和四十二年四月一日以前で二十才以上になる者)は、農業委員会へ選挙人名簿調整のための申請書を提出することになるが、

現在では、毎年四月には選挙が行なわれますが、本年からは、一月一日現在で申請書を農業委員会へ提出することになりました。後日生産組合長さんに依頼し、申請書用紙を配布致します。選挙権のある方は必ず申請するようお知らせ致します。

尚、来年四月には選挙が行なわれる予定なので特に申し添えます。

市史編さんにご協力を!

市史編さんに当つては、正しい史料の裏付けが大切でありますので、現在は史料の調査に全力をつくしております。それぞれのご家庭に、古

12月予防接種の案内

日	ところ	種別	時間
8日	松岡小	生ワクチン	一時～一時半
9日	横修会館	生ワクチン	一時～一時半
10日	若栗、大能、中戸	生ワクチン	一時～一時半
11日	東小、秋山	生ワクチン	一時～一時半
12日	東小、地区	生ワクチン	一時～一時半
13日	東小、地区	生ワクチン	一時～一時半
14日	東小、地区	生ワクチン	一時～一時半
15日	横川、下、上君田	生ワクチン	一時～一時半
16日	若栗、大能、中戸	生ワクチン	一時～一時半

12月11日に駅伝大会
申込は11月30日まで

毎年十二月の才二日曜日に行なうことになつている市一周駅伝大会は、十二月十一日(日曜日)に行なうことになりました。

今年「一般の部」と「高校の部」を分けて行なうことになりました。コースは中学の部、十区間二七・二キロ、高校の部、一般の部はともに五区間でそれぞれ競技を行なうことになりましたので、特に「一般の部」の参加チームを期待しております。

コースは市役所から下手綱、北組公民館、関口千代田、北方火の見下、向洋炭鉱前を経て、市役所、高浜寮、小石川折返し二七・二キロです。

参加資格は市内に居住している者、又は市内の事業所、学校に通勤、通学しているかた。

申込は参加チームは

十一月三十日までに市教育委員会駅伝係へ申し込み下さい、
なお今回は区間新記録を出した選手に表彰状を差し上げます。

青色申告のおすすめ

所得税は納税者ご自分で自分の所得と税額を計算し自主的に納税する制度になっています。

申告納税制度が円滑に行なわれるためには、正しい記帳に基づいて、自主的に申告納税できるよう、数多くの特典を設けて有利に取り扱う青色申告制度が設けられています。

そこで、税務署では、青色申告の普及増大を図るため、十二月を増強月間として、地方公共団体等のご協力を得て強力に推進することになりました。

納税者のみならず、来年から所得税ばかりでなく、地方税(事業税、市町村民税)も軽減される記帳の簡単な青色申告をおすすめします。

どうぞ十二月中に申請してください。(高税務署)



障害年金

十月号では国民年金法の一部改正による給付水準の引上げ、保険料の値上げ、支給要件の緩和等についてお知らせしましたが、老令年金、母子年金等についてはあとの機会にするとして障害年金についてわかりにくいというお話がありましたので、要点を説明しよう。

支給要件

(イ) 障害の範囲

今迄は両手、両足切断、全盲等、外部障害をはじめ内部障害では、結核、呼吸器疾患、精神障害が障害年金の支給の対象となつて居りましたが、今回の法改正ですべての障害が障害年金の支給の対象となりました。

(ロ) 納付要件

病氣や怪我をして医師の診療を受けた初診日において、次の要件に該当した者初診日において被保険者であり、療疾認定日前におい

国民年金

て一年以上引き続いて保険料納付済期間であり、又は三年以上の保険料免除期間で満されていること。

(ウ) 障害年金を支給されるための療疾の程度

国民年金法には障害の程度が規定されているが、該当するものは一級及び二級です。

① 一級、自分で日常生活の用をすることができない程度の障害の状態。

② 二級、自分の日常生活に著しい制限を加える程度

(エ) 事後重症

事後重症については、今回の法改正で新しく加えられたことです。即ち現在の年金法では、障害年金の療疾認定日は、初診日から起算して三年を経過した日(三年以内に固定した者は固定した日から受給権発生)において行なわれることになつております。しかし、療疾認定日において比較的療疾の程度が軽い場合は、たとえての後、障害の

程度が重度になつても永久に障害年金が支給されない恨みがありました。この不合理を今回の改正で加えられた訳です。内部疾患は、症状が固定するまで、比較的長期間を要するのが例でもあり、即ち、療疾認定日の時点を、三年目に限定せず三年目以後でも重度であ

れば支給の対象になります
(ウ) 年額金、六万円
一級の場合の加算額 一万二千元

(イ) 裁定手続の方法

医師診断書、戸籍の抄本、住民票の謄本、印かん、その他

(ロ) この改正法は、昭和四十二年一月一日から施行。



戦傷病者戦没者遺族 援護法等が一部改正!

(1) 準軍属の範囲の拡大
昭和十六年十二月八日以後旧国家総動員法に基づき、それに協力した学徒を準軍属として処遇し、その障害者(才)一級症から才三級

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
戦傷病者の障害程度が、特別項症から才五項症の者で昭和四十一年四月一日現在障害年金等を受給している者の妻に対し十万円が支給される。

十一月二日より十五日まで、市内春日町児童公園内で開かれました。高萩市菊花品評会に三百五十点が出品され、次の方々は特選になられそれぞれ次の賞が授与されました。

- 知事賞 厚物 板橋 厚物 雄
- 花園の光
- 県議会議長賞 厚物 棚谷 喜市 (古歌の心)
- 県観光協会会長賞 細管 椎名 文雄
- 市長賞 細管 板橋 利雄 (港南の夢)
- 議長賞 大管 小野崎千代磨 (大芳金泉)
- 観光協会会長賞 原走 板橋 利雄 (横麗の粧)
- 教育長賞 細管 豊田 政行 (秀芳金糸)

(3) 遺族の範囲拡大
事実上の父母(継父母)にも遺族年金、遺族給与金、弔慰金、又は、遺族一時金が支給される。

(4) 再婚の相手方と死別した妻等に遺族年金を支給する。
昭和二十一年二月一日より昭和二十七年四月二十九日迄の間に、再婚した相手方と死別し、婚姻前の氏に復籍している妻、父母等に遺族年金を支給する。

(5) 特別弔慰金支給法の支給範囲の拡大
昭和四十年四月一日現在、他に公務扶助料、遺族年金等ならぬ支給も受けていない戦没者の遺族(父母、孫、祖父母、又は、兄弟姉妹)に対し、特別弔慰金三万円が支給される。
なお戦没者(軍人、軍属準軍属)の遺族で現在ならぬ処遇をうけていない方は、請求手続き等につきましては、福祉事務所社会係へお尋ね下さい。